

明石市市民参画条例 平成24年度の運用状況報告

明 石 市

1 市民参画手続の実施状況

(1) 概要 P 1 ~ 2

(2) 総括表 P 3 ~ 4

(3) 各市民参画手法による実施状況

意見公募手続 P 5

審議会等手続 P 6

意見交換会手続 P 7

その他の手法 P 8

ワークショップ手続、公聴会手続及び政策公募手続の実績はありませんでした。

(4) 参考：設置していたすべての審議会等

法律・条例に基づくもの P 9 ~ 11

規則・要綱等に基づくもの P 12 ~ 13

(5) 制定・改廃に当たり市民参画手続を実施しなかった政策等

(条例・計画) P 14 ~ 17

2 政策提案の取扱状況

・取扱いの実績はありませんでした。

市民参画手続の実施状況（概要）

各市民参画手法の実施状況

| 政策等数： 13件 | 市民参画手法 | | | | | | |
|----------------|--------|------|-------|--------|----------------------|-----|--------|
| | 意見公募 | 審議会等 | 意見交換会 | その他 | ワークショップ [°] | 公聴会 | 計 |
| 実施件数 | 10件 | 10件 | 1件 | 3件 | - | - | 24件 |
| 意見数 | 761件 | | 41件 | 4,512件 | - | - | 5,314件 |
| 参加者数 (傍聴者数) | | 309人 | 60人 | 130人 | - | - | 499人 |

- ・（仮称）市民図書館整備基本計画（案）の策定にあたり、3,140人の無作為抽出した市民、小中学校生等に対してアンケートを行い、1,905件の回答がありました。〔回収率 60.7%〕
- ・明石市中学校給食基本計画の策定にあたり、6,000人の無作為抽出した市民、小学5・6年生とその保護者、中学生に対してアンケートを行い、2,607件の回答がありました。〔回収率 43.5%〕

昨年度との比較

[実施件数比較]

| | 実施 件数 | 市民参画手法 | | | | | | |
|------|----------|--------|------|-----------|----------------------|-----|-----|-----|
| | | 意見公募 | 審議会等 | 意見 交換会 | ワークショップ [°] | 公聴会 | その他 | 計 |
| H 24 | 13件 | 10件 | 10件 | 1件 | - | - | 3件 | 24件 |
| H 23 | 12件 | 11件 | 10件 | 3件 | 1件 | - | 4件 | 29件 |

[1件当たりの意見数、参加者数]

| | | 市民参画手法 | | | | | | |
|------|------|-----------------|------|-----------|----------------------|-----|--------|--|
| | | 意見公募 | 審議会等 | 意見 交換会 | ワークショップ [°] | 公聴会 | その他 | |
| H 24 | 意見数 | 76件 (12件 1) | | 41件 | - | - | 2,256件 | |
| | 参加者数 | | 31人 | 60人 | - | - | 130人 | |
| H 23 | 意見数 | 204件 (14件 2) | | 33件 | 1件 | - | 6,985件 | |
| | 参加者数 | | 14人 | 84人 | 119人 | - | 18人 | |

- 1 広報紙を利用したアンケート形式で意見募集した1件（意見数 653件）を除いた平均件数。
- 2 広報紙を利用したアンケート形式で意見募集した3件（意見数 2,130件）を除いた平均件数。

参画手続の各実施原則の実施状況

| 手法 | | 実施原則 | 実施件数 | |
|-------|----------|--|---------------------------|---------------------------|
| | | | H 24 | H 23 |
| 共通 | 複数手法 | 複数の参画手法を併用している | 9 件 / 13 件 〔 69.2% 〕 | 11 件 / 12 件 〔 91.7% 〕 |
| | 複数の方法で公表 | 複数の方法で公表している | 13 件 / 13 件 〔 100.0% 〕 | 7 件 / 12 件 〔 58.3% 〕 |
| 意見公募 | 実施 | 対象事項に該当する施策について意見公募手続を実施 | 7 件 / 10 件 〔 70.0% 〕 | 8 件 / 9 件 〔 88.9% 〕 |
| | 意見公募期間 | 意見公募期間を 30 日以上とっている | 8 件 / 10 件 〔 80.0% 〕 | 9 件 / 11 件 〔 81.8% 〕 |
| | 公表 | 提出された意見、意見に対する検討結果及びその理由等を公表している | 10 件 / 10 件 〔 100.0% 〕 | 11 件 / 11 件 〔 100.0% 〕 |
| 審議会等 | 委員数 | 20 人以内 | 10 件 / 10 件 〔 100.0% 〕 | 9 件 / 10 件 〔 90.0% 〕 |
| | 男女比 | 男女いずれもが委員総数の 3 割以上 | 9 件 / 10 件 〔 90.0% 〕 | 7 件 / 10 件 〔 70.0% 〕 |
| | 公募市民 | 公募による市民が委員総数の 2 割以上 | 9 件 / 10 件 〔 90.0% 〕 | 7 件 / 10 件 〔 70.0% 〕 |
| | 委員名簿 | 委員の氏名、選任の区分等を公表可能としている | 10 件 / 10 件 〔 100.0% 〕 | 9 件 / 10 件 〔 90.0% 〕 |
| | 開催通知 | 開催日の 2 週間前までに審議事項、日時等を公表している | 10 件 / 10 件 〔 100.0% 〕 | 10 件 / 10 件 〔 100.0% 〕 |
| | 公開 | 会議を公開で開催している | 9 件 / 10 件 〔 90.0% 〕 | 9 件 / 10 件 〔 90.0% 〕 |
| | 公表 | 会議録を作成し、公表している | 10 件 / 10 件 〔 100.0% 〕 | 9 件 / 10 件 〔 90.0% 〕 |
| 意見交換会 | 開催通知 | 開催日の 2 週間前までに議題、日時等を公表している | 0 件 / 1 件 〔 0.0% 〕 | 3 件 / 3 件 〔 100.0% 〕 |
| | 公表 | 開催記録を作成し、公表している | 1 件 / 1 件 〔 100.0% 〕 | 3 件 / 3 件 〔 100.0% 〕 |
| その他 | 実施公表 | 実施日の 2 週間前までに事案の内容、市民参画手法の名称・内容、日時等を公表している | 3 件 / 3 件 〔 100.0% 〕 | 4 件 / 4 件 〔 100.0% 〕 |
| | 結果公表 | 実施結果等を公表している | 3 件 / 3 件 〔 100.0% 〕 | 4 件 / 4 件 〔 100.0% 〕 |

市民参画手続実施状況（総括表）

| 政策等の名称 | 担当部署 | | 政策等の策定時期 | 政策等の概要 | 市民参画手続実施の根拠 | 市民参画手法 | | | | | 未達成理由 | | |
|---|-----------|---------|----------|---|-------------|--------|--------------------------|-------|---------|------------|-------|-----|--|
| | 部名 | 課名 | | | | 意見公募 | 審議会等 | 意見交換会 | ワークショップ | 公聴会 | 政策公募 | その他 | 権数の市民参画手法の併用 (意見公募手続の実施 (条例第6条第2項に該当する 政策等に限る。)) |
| 1 (仮称)明石市住民投票条例の制定 | 総務部 | 法務課 | H26.12 | 明石市自治基本条例第14条第3項の規定に基づき、住民投票の実施に關し必要な事項を定める(仮称)明石市住民投票条例を制定する。 | 条例第6条第2項第3号 | | | | | | | | |
| 2 (仮称)明石市協働のまちづくり推進条例の制定 | コミュニティ推進部 | 市民協働推進室 | 未定 | 明石市自治基本条例の実効性を高めるために、協働のまちづくりの仕組みや推進方策等必要な事項を定めた(仮称)明石市協働のまちづくり推進条例を制定する。 | 条例第6条第2項第3号 | | (仮称)明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会 | | | H23年度に実施済み | | | |
| 3 第2期明石市国民健康保険特定健康診査等実施計画の策定 | 市民・健康部 | 健康推進課 | H25.3 | 明石市国民健康保険者に対して実施する特定健康診査・保健指導の第2期(25～29年度)の実施内容を定めた計画。 | 条例第6条第2項第2号 | | 国民健康保険運営協議会 | | | | | | |
| 4 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスにかかわる人員、設備及び運営等の基準を定める条例等の制定 | 福祉部 | 高年介護室 | H25.3 | 第2次一括法に伴う介護保険法改正のため条例を策定する。 | 条例第6条第1項 | | 地域密着型サービス運営委員会 | | | | | | |
| 5 環境レポート2012平成23年度年次報告書の作成 | 環境部 | 環境総務課 | H25.2 | 明石市の環境の保全及び創造に關する条例第18条に基づき、毎年、環境の状況及び市長が環境の保全及び創造に關して講じた施策の状況等についての報告書を作成する。 | 条例第6条第1項 | | 環境審議会 | | | | | | |
| 6 明石市墓地等の経営許可等に関する条例の制定 | 環境部 | 環境総務課 | H25.4 | 地方分権改革第2次一括法の成立に伴う事務権限移譲により明石市墓地等の経営許可等に関する条例を制定するもの。 | 条例第6条第1項 | | | | | | | | 当該条例の対象が特定の事業者となるため、意見公募のみとした。 |
| 7 明石市総合交通計画の策定 | 土木交通部 | 交通政策課 | H25.3 | 時代に即した総合かつ体系的な交通施策を推進するため、総合交通計画の見直しを実施する。 | 条例第6条第2項第2号 | | 明石市総合交通計画策定委員会 | | | | | | |
| 8 明石市都市公園条例及び同施行規則の一部改正 | 都市整備部 | 緑化公園課 | H25.3 | 第2次一括法制定に伴い都市公園に係る基準の制定を行うことと併せて、都市公園における禁止行為及び罰則規定を追加するため、都市公園条例及び同施行規則の一部を改正する。 | 条例第6条第2項第3号 | | | | | | | | 公園愛護会総会の場において、公園利用者の代表でもある各公園愛護会長から意見・要望等を聴取しており、十分に市民参画が図れていると判断したため。 |

市民参画手続実施状況（総括表）

| 政策等の名称 | 担当部署 | | 政策等の策定期 | 政策等の概要 | 市民参画手続実施の根拠 | 市民参画手法 | | | | | 未達成理由 | | | |
|-------------------------------------|---------------------|---------------------------------|---------|--|------------------|------------------------|------|-------|---------|-----|-------|-----|--|---------------------------------|
| | 部名 | 課名 | | | | 意見公募 | 審議会等 | 意見交換会 | ワークショップ | 公聴会 | 政策公募 | その他 | 複数の市民参画手法の併用 | 意見公募手続の実施（条例第6条第2項に該当する政策等に限る。） |
| 9 明石市営住宅整備・管理計画の策定 | 都市整備部 | 住宅課 | H25.3 | 平成12年度に策定した「明石市営住宅ストック総合活用計画（最終改訂・平成16年推進）」に基づき住宅政策を推進してきたが、社会経済情勢等、取り巻く状況が大きく変化したため、これに対応することを目指す。より効果的かつ効果的な市営住宅の整備・管理に係る計画を定める明石市営住宅整備・管理計画を策定する。 | 条例第6条第2項第2号 | (仮称)明石市営住宅整備・管理計画策定委員会 | | | | | | | | |
| 10 「(仮称)こども健やかひろば」施設整備に係る基本計画の策定 | 都市整備部/市民・健康部/こども未来部 | 中心市街地活性化推進室/健康推進課/子育て支援課/こども育成室 | H25.8 | 明石駅前南地区の再開発ビルに設置する「(仮称)こども健やかひろば」の施設整備にあたり、基本理念、基本方針、機能・サービス、施設レイアウトなどを定める。施設整備基本計画を策定する。 | 条例第6条第2項第4号 | (仮称)こども健やかひろば施設整備検討委員会 | | | | | | | 検討委員会から検討結果の報告を受けた後、国より、緊急経済対策として新たな支援策が示されたことや、検討委員会でフロア配置等、市へ判断を一任された事項等に対応するため、庁内での計画案の修正が必要となつた。 | H25年度（4月14日から5月13日まで）に実施するため。 |
| 11 「(仮称)イベント広場」施設整備に係る基本計画の策定 | 都市整備部/産業振興部 | 中心市街地活性化推進室/観光振興課 | H25.8 | 明石駅前南地区の再開発ビルに設置する「(仮称)イベント広場」の施設整備にあたり、基本理念、基本方針、機能・レイアウトなどを定める。施設整備基本計画を策定する。 | 条例第6条第2項第4号 | (仮称)イベント広場施設整備検討委員会 | | | | | | | 検討委員会から検討結果の報告を受けた後、国より、緊急経済対策として新たな支援策が示されたため、庁内での計画案の修正が必要となつたため、H24年度中の併用は見送つた。 | H25年度（4月14日から5月13日まで）に実施するため。 |
| 12 (仮称)市民図書館整備基本計画の策定 | 教育委員会事務局 | 青少年教育課 | H25.8 | 明石駅前南地区再開発ビル内に、市の中央図書館として「(仮称)市民図書館」を整備するため、基本理念、基本方針、機能、サービス等を定め、施設整備基本計画を策定する。 | 条例第6条第2項第4号 | (仮称)市民図書館あり方検討委員会 | | | | | | | | H25年度（4月14日から5月13日まで）に実施するため。 |
| 13 明石市中学校給食基本計画の策定 | 教育委員会事務局 | 学事給食課 | H25.2 | よりよい中学校給食導入に向けて給食実施方式や施設計画、食育、地産地消などについて定め、中学校給食基本計画を策定する。 | 条例第6条第2項第4号及び第5号 | 明石市中学校給食検討委員会 | | | | | | | | |

意見公募手続

| 政策等の名称 | 担当部署 | | 募集期間 | | 実施の公表方法 | 意見の提出方法(人数) | | | | | 提出意見の検討 | | 未達成理由 | |
|--|--------------|---------|-----------|--------------|--|-------------|-----|-----|-----|-----|-------------|--|---|----------------|
| | 部名 | 課名 | 開始日 | 終了日 | | 持参 | 郵送 | FAX | メール | その他 | 政策等の案の修正の有無 | 結果の公表方法 | 30日以上意見提出期間 | 2以上の方法による実施の公表 |
| 1 (仮称)明石市住民投票条例の制定 | 総務部 | 法務課 | H25.1.7 | H25.2.6 | 市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 法務課窓口 | 6 | 477 | 102 | 0 | 68 | 無 | 結果の公表方法 市広報紙 市ホームページ フォーラム | | |
| 2 (仮称)明石市協働のまちづくり推進条例の制定 | コミュニケーション推進部 | 市民協働推進室 | H24.11.30 | H26年度末程度まで随時 | 市ホームページ 市民センター 市立図書館 小・中学校区コミュニティ 市民協働推進室窓口 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 無 | 市ホームページ 市民センター 小・中学校区コミュニティ 市民協働推進室窓口 | | |
| 3 第2期明石市国民健康保険特定健診等実施計画の策定 | 市民・健康部 | 健康推進課 | H25.1.15 | H25.2.14 | 市広報紙 市ホームページ | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 有 | 市ホームページ 健康推進課窓口 | | |
| 4 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスにかかわる人員・設備及び運営等の基準を定める条例等の制定 | 福祉部 | 高年介護室 | H24.11.27 | H24.12.27 | 市広報紙 市ホームページ 市民センター 高年介護室窓口 | 1 | 3 | 0 | 1 | 0 | 無 | 市ホームページ 高年介護室窓口 | | |
| 5 環境レポート2012平成23年度年次報告書の作成 | 環境部 | 環境総務課 | H24.11.20 | H24.12.14 | 市広報紙 市ホームページ 環境総務課窓口 | 3 | 7 | 0 | 1 | 2 | 有 | 市ホームページ 環境総務課窓口 | 審議会の意見を踏まえて報告書を作成しており、印刷発注等の事務スケジュールの都合上、期間が短くなった。H25年度から改善していく。 | |
| 6 明石市墓地等の経営許可等に関する条例の制定 | 環境部 | 環境総務課 | H24.12.28 | H25.1.28 | 市広報紙 市ホームページ 環境総務課窓口 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 有 | 市ホームページ 環境総務課窓口 | | |
| 7 明石市総合交通計画の策定 | 土木交通部 | 交通政策課 | H25.1.4 | H25.2.3 | 市広報紙 市ホームページ サービスコーナー 行政情報センター 交通政策課窓口 | 4 | 9 | 0 | 0 | 4 | 無 | 市ホームページ 交通政策課窓口 | | |
| 8 明石市都市公園条例及び同施行規則の一部改正 | 都市整備部 | 緑化公園課 | H24.9.20 | H24.10.19 | 市ホームページ 緑化公園課窓口 | 1 | 2 | 0 | 0 | 1 | 無 | 市ホームページ 緑化公園課窓口 | | |
| 9 明石市営住宅整備・管理計画の策定 | 都市整備部 | 住宅課 | H24.12.20 | H25.1.18 | 市広報紙 市ホームページ 住宅課窓口 | 10 | 28 | 0 | 1 | 9 | 有 | 市ホームページ 住宅課窓口 | | |
| 10 明石市中学校給食基本計画の策定 | 教育委員会事務局 | 学事給食課 | H25.2.4 | H25.2.25 | 市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 小学校区コミュニティ 学事給食課窓口 | 51 | 51 | 2 | 28 | 16 | 有 | 市ホームページ 学事給食課窓口 | 中学校給食検討委員会の報告書の取りまとめに時間を要した結果、意見公募に付す基本計画案の策定が1月31日となっており、早期実施が望まれていた中、意見公募を2月下旬に策定し、3月市議会にて議論する必要があるため、意見交換会を実施した。 | |
| 合計 | | | | | | 725 | 761 | 11 | 480 | 135 | 31 | 68 | 5 | |

意見交換会手続

| 政策等の名称 | 担当部署 | | 実施日時・場所 | | | 実施の公表 | | 参加対象 | 参加者数 | 意見数 | 開催記録の公表方法 | 未達成理由 | |
|--------------------------|--------------|-------|----------|----|-----------------|-----------|--|--------------------------|------|-----|--------------------|---|--------------|
| | 部名 | 課名 | 年月日 | 曜日 | 時間 | 場所 | 方法 | | | | | 期間 | 2週間前までの実施の公表 |
| 1 明石市中学校給食基本計画 の策定 | 教育委員会 事務局 | 学事給食課 | H25.2.19 | 火 | 19:00~ 21:00 | 市役所806会議室 | 市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 小学校区ミニセン 学事給食課窓口 | H25.2.6 ~ H25.2.19 | 60 | 41 | 市ホームページ 学事給食課窓口 | 中学校給食検討委員会による検討結果(1月30日報告書提出)を受けて、意見交換会の内容等を決定する必要があつたため。 | |

その他の手法

| 政策等の名称 | 担当部署 | | 実施方法（日時・期間・場所など） | 実施の公表 | | 対象 | 参加者・提出数など | 結果の公表方法 | 未達成理由 | |
|-----------------------------|--------------|----------------|---|---|---------------------------|---|--|---------------------|--------------|----------------|
| | 部名 | 課名 | | 方法 | 期間 | | | | 2週間前までの実施の公表 | 2以上の方法による実施の公表 |
| 1 （仮称）明石市住民投票 条例の制定 | 総務部 | 法務課 | 【日時】平成25年2月11日（月・祝）13:30～16:00 【場所】明石市生涯学習センター 子午線ホール | 市広報紙 市ホームページ 市民センター 小・中学校区（区） 行政情報センター 法務課窓口 自治会回覧 | H25.1.21 ～ H25.2.11 | 対象指定なし | 130人 | 市ホームページ 法務課窓口 | | |
| 2 （仮称）市民図書館整備 基本計画の策定 | 教育委員会 事務局 | 青少年教育 課 | 【期間】H24.7.4～H24.7.20 | 16歳以上の市民へ は郵送、小・中学 生及び幼稚園・保 育所の保護者へは 学校・幼稚園・保 育所を通じて配布 | H24.7.4 ～ H24.7.20 | 無作為に抽出 した市内在住 の16歳以上の 市民2,000人、 小学生4年生か ら中学生3年生 629人、幼 稚園・保育所 の保護者511人 | 提出数は市 民832人、 小・中学生 629人、幼 稚園・保 育所の保護者 444人 | 市ホームページ 青少年教育課窓口 | | |
| 3 明石市中学校給食基本計 画の策定 | 教育委員会 事務局 | 学校給食課 学事給食課 | 【期間】H24.7.25～H24.8.12 | 対象者への郵送 | H24.7.25 ～ H24.8.12 | 市内在住の満 20歳以上の男 女2,000人 明石市内に在 住する小学生 （6・6年生） 1,000人とそ の保護者（及 び児童）1,000 3年生の保護 者合計6,000人 | 2,607人 （43.5%） | 市ホームページ 学事給食課窓口 | | |

参考：平成24年度に設置していたすべての審議会等〔法律・条例に基づくもの〕

| 審議会等の名称 | 事務局 | 設置年月 | 設置根拠 | | 主な審議事項 | 委員数 | | | | | | | | | | 委員名簿の公表 | | | 開催実績 | | 会議の公開 | | | | 会議録の公表 | | | | 未達成理由 | | | | | 開催予定 H25 | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|---------|---------|----------|------------------------------|--|-------|-----|---------|---------------------------|----|----|----|----|----|----|---------|------|-----------|------|-------|-------------------------|-------|-------|------------|------------|----------------------|-----------------------------------|---------|---------------------------------------|----------------|---|--------------------------------|--|---------------------|----------------------|-----|-------|-------|-------|-------|---|---|---|---|---|
| | | | 根拠 | 名称 | | 学識経験 | 市職員 | 公募市民 | その他 | 計 | 男性 | 女性 | 可否 | 男 | 女 | 応募者数 | 選考方法 | 公募を行わない理由 | 可否 | H24実績 | 公表しない理由 | H24可否 | H24実績 | 傍聴者数(席) | 公開しない理由 | 可否 | H24実績 | 個別HPの有無 | 委員数 20人以内 | 委員数 男女それぞれ3割以上 | 公募市民2割以上(公募可としたものに限る。) | 委員名簿の公表(公表可としたものに限る。) | 会議の公開(公開可としたものに限る。) | | 会議録の公表(公表可としたものに限る。) | H25 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 未達成理由 | 未達成理由 | 未達成理由 | 未達成理由 | | | | | |
| 1 国民保護協議会 | 総合安全対策局 | H18.5 | 法律 | 国民保護法 | 国民の保護のための措置に関する重要事項を審議する。 | 2 | 12 | | 23 | 37 | 32 | 5 | x | | | | | | | 0 | - | - | | | 有 | 条例に委員数40人以上の旨定めているため | 限られた関係機関に対する充て職であるため | | | | | | | | | | | 無 | | | | | | | |
| 2 防災会議 | 総合安全対策局 | S42 | 法律 | 災害対策基本法 | 明石市地域防災計画を作成し、その実施を推進する。 | | 11 | | 17 | 28 | 26 | 2 | x | | | | | | | 1 | 1 | 4 | | | 有 | 条例に委員数30人以上の旨定めているため | 限られた関係機関に対する充て職であるため | | | | | | | | | | | 有 | | | | | | | |
| 3 水防協議会 | 総合安全対策局 | S26.9 | 法律 条例 | 水防法 水防協議会条例 | 水防計画、その他水防に關し重要な事項を調査審議する。 | | 6 | | 12 | 18 | 18 | | x | | | | | | 1 | | 1 | 0 | | | 有 | | 県・市関係機関の充て職と連合自治会からの推薦がすべて男性であるため | | | | | | | | | | | 無 | | | | | | | |
| 4 個人情報保護審議会 | 広報課 | H13.4 | 条例 | 個人情報保護条例 | 個人情報保護制度の運営全般に関する事項を調査審議する。 | 5 | | | 5 | 4 | 1 | x | | | | | | | | 2 | x | - | - | 非開示情報を扱うため | x | - | 有 | | 専門的知識が必要であり、男女比を考慮しにくい | | | | | | | | | | | 有 | | | | | |
| 5 情報公開審査会 | 広報課 | S63.6 | 条例 | 情報公開条例 | 不服申立事案及び情報公開制度に関する事項を調査審議する。 | 5 | | | 5 | 4 | 1 | x | | | | | | | | 2 | x | - | - | 非公開情報を扱うため | x | - | 有 | | 専門的知識が必要であり、男女比を考慮しにくい | | | | | | | | | | | 有 | | | | | |
| 6 市民参画推進会議 | 総務課 | H23.4 | 条例 | 市民参画条例 | 市民参画条例の運用状況の評価等について調査審議する。 | 2 | | 4 | 4 | 10 | 4 | 6 | | | | | | | | 2 | | 2 | 0 | | | 有 | | | | | | | | | | | | | | | 有 | | | | |
| 7 公務災害補償等認定委員会 | 人事課 | S42.12 | 条例 | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 | 公務災害及び通勤災害に係る認定事項について調査審議する。 | 1 | 1 | | 3 | 5 | 4 | 1 | x | | | | | | x | - | 認定の公平性・中立性を保持するため | 1 | x | - | - | 個人情報扱うため | x | - | 無 | | 委員要件(専門的知識を有する者)に合致する女性が少ないため | | | | | | | | | | | 無 | | | |
| 8 公務災害補償等審査会 | 人事課 | S42.12 | 条例 | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 | 公務災害、補償金額に関する申立事項について調査審議する。 | | | | 3 | 3 | 3 | | x | | | | | | x | - | 審査の公平性・中立性を保持するため | 0 | x | - | - | 個人情報扱うため | x | - | 無 | | 委員要件(専門的知識を有する者)に合致する女性が少ないため | | | | | | | | | | | 無 | | | |
| 9 特別報酬等審議会 | 人事課 | S41.10 | 条例 | 附属機関の設置に関する条例 | 議員報酬の額及び市長及び副市長の給料の額について審査し、市長に意見の申出を行う。 | 2 | | 4 | 5 | 11 | 7 | 4 | | | | | | | | 1 | | 1 | 1 | | | 有 | | | | | | | | | | | | | | 有 | | | | | |
| 10 職員分限・懲戒等及び退職手当審査会 | 人事課 | H24.4 | 条例 | 附属機関の設置に関する条例 | 職員の分限及び懲戒並びに退職手当の支給制限等について審議する。 | 3 | 2 | 2 | | 7 | 6 | 1 | | | | | | | x | - | 審査の公平性・中立性を保持するため | 6 | x | - | - | 個人情報扱うため | x | - | 無 | | 委員要件(学識経験を有する者・専門的知識を有する者)に合致する女性が少ないため | | | | | | | | | | | 無 | | | |
| 11 重要市有財産等処理審議会 | 管財課 | S32.7 | 条例 | 附属機関の設置に関する条例 | 重要市有財産等の処理に関して調査審議する。 | 2 | 4 | | | 6 | 6 | | x | | | | | | x | | 専門的な知識を要し、利害関係者等を除外するため | 0 | x | - | - | 個人情報扱うため | x | - | 有 | | 市職員、司法書士会推薦、固定資産評価委員の充て職であるため | 開催予定がなくH24年6月に廃止することが決まっていたため。 | | | | | | | | | | 無 | | | |
| 12 鳥羽厚生館運営委員会 | 人権推進課 | S62.9 | 条例 | 厚生館条例 | 厚生館の運営方針、並びに厚生館が自ら企画実施する主要事業等に関して、協議・提言を行う。 | 2 | 2 | | 11 | 15 | 10 | 5 | x | | | | | | x | - | 地域からの選出のため | 2 | x | - | - | 個人情報保護のため | x | - | 無 | | | | | | | | | | | | 有 | | | | |
| 13 井財天厚生館運営委員会 | | S62.9 | | | | 1 | 2 | | 10 | 13 | 9 | 4 | x | | | | | | | | | x | - | 地域からの選出のため | 2 | x | - | - | 個人情報保護のため | x | - | 無 | | | | | | | | | | | 有 | | |
| 14 松陰厚生館運営委員会 | | S62.9 | | | | 1 | 2 | | 12 | 15 | 12 | 3 | x | | | | | | | | | x | - | 地域からの選出のため | 2 | x | - | - | 個人情報保護のため | x | - | 無 | | 各種団体の代表となる方が男性であるため | | | | | | | | | | 有 | |
| 15 西大窪厚生館運営委員会 | | S62.9 | | | | 2 | 2 | | 11 | 15 | 10 | 5 | x | | | | | | | | | | x | - | 地域からの選出のため | 2 | x | - | - | 個人情報保護のため | x | - | 無 | | | | | | | | | | | 有 | |
| 16 西八木厚生館運営委員会 | | S62.9 | | | | 2 | 2 | | 10 | 14 | 9 | 5 | x | | | | | | | | | | x | - | 地域からの選出のため | 2 | x | - | - | 個人情報保護のため | x | - | 無 | | | | | | | | | | | 有 | |
| 17 美里厚生館運営委員会 | | S63.1 | | | | 2 | 2 | | 11 | 15 | 9 | 6 | x | | | | | | | | | | x | - | 地域からの選出のため | 2 | x | - | - | 個人情報保護のため | x | - | 無 | | | | | | | | | | | 有 | |
| 18 上西厚生館運営委員会 | | S63.1 | | | | 2 | 2 | | 10 | 14 | 10 | 4 | x | | | | | | | | | | x | - | 地域からの選出のため | 2 | x | - | - | 個人情報保護のため | x | - | 無 | | 各種団体の代表となる方が男性であるため | | | | | | | | | | 有 |
| 19 国民健康保険運営協議会 | | 国民健康保険課 | | | | S34.4 | 法律 | 国民健康保険法 | 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。 | | | 3 | 8 | 11 | 10 | 1 | | | | | | | | | | 2 | | 2 | 2 | | 無 | | 法により委員の選任区分が定められており、被保険者を代表する委員以外は、選任区分ごとに関係機関から選任するため | | | | | | | | | | | 有 | |
| 20 地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会 | 地域医療課 | H22.9 | 法律 | 地方独立行政法人法 | ・各事業年度及び中期目標期間の業務実績評価結果を踏まえ、法人へ業務運営の改善を勧告する。 ・中期目標を作成・変更する際に意見する。 ・中期計画の作成、変更を市長が認可する際に意見する。 | 5 | | | 5 | 4 | 1 | x | | | | | | | | | | | 4 | | 4 | 18 | | 有 | 条例に定める委員の資格から、学識経験者や医療関係者など対象者が限られるため | | | | | | | | | | | 有 | | | | | |
| 21 明石文化芸術創生会議 | 文化振興課 | H21.6 | 条例 | 明石文化芸術創生条例 | 文化芸術の振興に関する重要事項を調査審議する。 | 2 | | 2 | 6 | 10 | 6 | 4 | | | | | | | | | | 1 | | 1 | 0 | | 有 | | | | | | | | | | | | | 有 | | | | | |
| 22 文化財審議会 | 文化振興課 | S41.12 | 条例 | 文化財保護条例 | 文化財の保存及び活用に関し必要な調査研究を行うため審議を行う。 | 5 | | | | 5 | 5 | | x | | | | | | | | | | 2 | | 0 | - | | x | 無 | | 文化財に係る専門分野で女性の適任者がいなかったため | 個人所有財産の審議を行なったため | 個人所有財産の審議を行なったため | | | | | | | | 有 | | | | |
| 23 民生委員推薦会 | 福祉総務課 | S21 | 法律 | 民生委員法 | 民生委員・児童委員候補者の推薦を行う。 | 2 | 2 | | 10 | 14 | 9 | 5 | x | | | | | | | | | 3 | x | - | - | 旧厚生省通知で非公開とされているため | x | - | 無 | | | | | | | | | | | | 有 | | | | |
| 24 障害者介護認定等審査会 | 障害福祉課 | H18.4 | 法律 | 障害者自立支援法 | 障害程度区分認定等に関する審査判定を行う。 | 17 | | | 9 | 26 | 20 | 6 | x | | | | | | x | - | 専門的な知識を要するため | 59 | x | - | - | 個人情報扱うため | x | - | 無 | | 分野ごとに合議体を置いており、それぞれの専門分野の委員が必要となるため | | | | | | | | | | | 有 | | | |
| 25 介護認定審査会 | 高年介護室 | H11.10 | 法律 | 介護保険法 | 介護保険の要介護認定等に関する審査判定を行う。 | 70 | | | | 70 | 46 | 24 | x | | | | | | x | - | 専門的な知識を要するため | 343 | x | - | - | 個人情報扱うため | x | - | 無 | | 取扱件数が多いため、15の合議体を置き、分担して審査判定を行っているため | | | | | | | | | | | 有 | | | |
| 26 環境審議会 | 環境総務課 | H11.6 | 条例 | 環境の保全及び創造に関する基本条例 | 環境基本計画の策定及び変更、保護地区等の指定並びに年次報告に関することについて、調査審議する。 | 6 | | 4 | 8 | 18 | 12 | 6 | | | | | | | | | | 1 | | 1 | 1 | | 有 | | | | | | | | | | | | | 有 | | | | | |
| 27 資源循環推進審議会 | 資源循環課 | H18.2 | 条例 | 廃棄物の処理及び清掃に関する条例 | 一般廃棄物の処理に関する基本的な計画の策定及び変更並びに一般廃棄物の減量及び再生利用等の促進に関する事項について、審議する。 | 3 | | 3 | 9 | 15 | 10 | 5 | | | | | | | | | | 3 | | 3 | 5 | | 有 | | | | | | | | | | | | | | 有 | | | | |

参考：平成24年度に設置していたすべての審議会等〔法律・条例に基づくもの〕

| 審議会等の名称 | 事務局 | 設置年月 | 設置根拠 | | 主な審議事項 | 委員数 | | | | 委員公募 | | | | 委員名簿の公表 | | 開催実績 | 会議の公開 | | | | 会議録の公表 | | 個別HPの有無 | 未達成理由 | | | | | 開催予定 | | | | | | |
|---------|-----|------|------|----|--------|------|-----|------|-----|------|-----|-----|----|---------|----|------|-------|------|-----------|----|--------|---------|---------|-------|----|-------|---------|---------|------|----|-------|-----------|----------------|------------------------|-----------------------|
| | | | 根拠 | 名称 | | 学識経験 | 市職員 | 公募市民 | その他 | 計 | 男性 | 女性 | 可否 | 男 | 女 | | 応募者数 | 選考方法 | 公募を行わない理由 | 可否 | H24実績 | 公表しない理由 | | H24 | 可否 | H24実績 | 傍聴者数(席) | 公開しない理由 | | 可否 | H24実績 | 委員数 20人以内 | 委員数 男女それぞれ3割以上 | 公募市民2割以上(公募可としたものに限る。) | 委員名簿の公表(公表可としたものに限る。) |
| 合計 | | | | | | 209 | 64 | 40 | 286 | 599 | 454 | 145 | 13 | 22 | 18 | 78 | | | 31 | 28 | | 470 | 21 | 27 | 46 | | 21 | 16 | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 割合 | 35% | 11% | 23% | 48% | 76% | 24% | 30% | 70% | 90% | 48% | 74% | 48% | 84% |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|

*1 公募委員の数 ÷ 公募を行った審議会等の委員総数
 *2 委員名簿の公表を行った審議会等の数 ÷ 委員名簿の公表が可能な審議会等の数
 *3 会議の公開を行った審議会等の数 ÷ 会議を開催した審議会等のうち、会議の公開が可能なもの数
 *4 会議録の公表を行った審議会等の数 ÷ 会議を開催した審議会等のうち、会議録の公表が可能なもの数

制定・改廃に当たり市民参画手続を実施しなかった政策等

< 条例 >

| 番号 | 公布年月日 | 件名 | 要旨 | 実施しなかった理由 | 担当課 |
|----|-----------|--|---|---------------------------------------|-------|
| 1 | H24.7.4 | 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例 | 重要市有財産等処理審議会が所期の目的を達成したため、当該審議会を廃止しようとするもの。 | 内容から必要性がないと判断したものの。 | 管財課 |
| 2 | H24.7.4 | 明石市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 | 小学校低学年児童の外来に係る医療費助成の所得制限基準として引用している児童手当法施行令の規定が改正されたことから、従前と同じ基準で助成を実施できるよう、所要の整備を図ろうとするもの。 | 内容から必要性がないと判断したものの。 | 児童福祉課 |
| 3 | H24.7.4 | 明石市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 | 大久保町西脇地区及び大久保町上野地区について、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めるほか、規定の整備を図ろうとするもの。 | 地区計画を定める際に手続を実施しているため、必要性がないと判断したものの。 | 建築安全課 |
| 4 | H24.9.28 | 明石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | 市長の給料月額との均衡を図るため、平成24年10月1日から平成27年4月30日までの間における副市長の給料月額を減額するほか、規定の整備を図ろうとするもの。 | 内容から必要性がないと判断したものの。 | 人事課 |
| 5 | H24.9.28 | 明石市市税条例の一部を改正する条例 | 地方税法等の一部改正に伴い、地方公共団体が単独で実施する緊急防災・減災事業の財源を確保するために個人市民税の均等割の税率を臨時的に引き上げるとともに、法律の定める範囲内で地方公共団体が税の特例措置の内容を条例で定めることのできるとした地域決定型地方税制特例措置により課税標準の特例率を定めるほか、所要の整備を図ろうとするもの。 | 条例第6条第3項第1号に該当するもの。 | 税制課 |
| 6 | H24.9.28 | 明石市立知的障害者通所施設設置条例の一部を改正する条例 | 明石市における知的障害者通所施設の利用希望者が今後とも増加することが見込まれることから、知的障害者通所施設の定員を増やそうとするもの。 | 内容から必要性がないと判断したものの。 | 障害福祉課 |
| 7 | H24.9.28 | 明石市農業共済条例の一部を改正する条例 | 家畜共済の事務取扱要領が改正され、家畜価額の評価を損害評価会で作成した基準に基づいて行うことになったことに伴い、損害評価会の組織及び権能を整備するほか、所要の整備を図ろうとするもの。 | 内容から必要性がないと判断したものの。 | 農水産課 |
| 8 | H24.9.28 | 明石市火災予防条例の一部を改正する条例 | 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、近年の電気自動車等の普及に伴い設置が進められている電気自動車用の急速充電設備について、火災予防上必要な基準を定めようとするもの。 | 条例第6条第3項第5号に該当するもの。 | 予防課 |
| 9 | H24.12.27 | 明石市道路構造の技術的基準等を定める条例 | 道路法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正により、これまで全国一律に定められていた道路の構造の技術的基準等を地方公共団体が自ら定めることとされたことに伴い、これらの基準を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。 | これまでの基準と同様の内容を定めるもので、必要性がないと判断したものの。 | 道路整備課 |
| 10 | H24.12.27 | 明石市法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例 | 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を図ろうとするもの。 | 条例第6条第3項第5号に該当するもの。 | 総務課 |

制定・改廃に当たり市民参画手続を実施しなかった政策等

< 条例 >

| 番号 | 公布年月日 | 件 | 名 | 要 旨 | 実施しなかった理由 | 担当課 |
|----|-----------|---|---|---|-------------------------------------|---------|
| 11 | H24.12.27 | 明石市営住宅条例の一部を改正する条例 | | 公営住宅法の一部改正により、これまで全国一律に定められていた公営住宅等の整備基準及び入居者の収入基準を地方公共団体が自ら定めることとされたことに伴い、これらの基準を定めるほか、所要の整備を図ろうとするもの。 | これまでの基準と同様の内容を定めるもので、必要性がないと判断したもの。 | 住宅課 |
| 12 | H24.12.27 | 明石市下水道条例の一部を改正する条例 | | 下水道法の一部改正により、これまで全国一律に定められていた公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準を地方公共団体が自ら定めることとされたことに伴い、これらの基準を定めるほか、所要の整備を図ろうとするもの。 | これまでの基準と同様の内容を定めるもので、必要性がないと判断したもの。 | 下水道総務課 |
| 13 | H24.12.27 | 明石市水道条例の一部を改正する条例 | | 水道法の一部改正により、これまで全国一律に定められていた布設工事監督者の資格及び配置基準並びに水道技術管理者の資格を地方公共団体が自ら定めることとされたことに伴い、これらの基準を定めるほか、所要の整備を図ろうとするもの。 | これまでの基準と同様の内容を定めるもので、必要性がないと判断したもの。 | 水道総務課 |
| 14 | H25.3.29 | 明石市一般廃棄物処理施設整備基金条例 | | 一般廃棄物処理施設の整備を行う費用の一部とするため、明石市一般廃棄物処理施設整備基金を設置することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。 | 内容から必要性がないと判断したもの。 | 環境総務課 |
| 15 | H25.3.29 | 明石市新型インフルエンザ等対策本部条例 | | 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、明石市新型インフルエンザ等対策本部の組織及び運営について定めるため、新たに条例を制定しようとするもの。 | 内容から必要性がないと判断したもの。 | 総合安全対策局 |
| 16 | H25.3.29 | 阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置条例を廃止する条例 | | 阪神・淡路大震災の被災者等を支援するための緊急措置を定めた条例が所期の目的を達成したため、当該条例を廃止しようとするもの。 | 内容から必要性がないと判断したもの。 | 総務課 |
| 17 | H25.3.29 | 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除に関する条例を廃止する条例 | | 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除に関して定めた条例が所期の目的を達成したため、当該条例を廃止しようとするもの。 | 内容から必要性がないと判断したもの。 | 人事課 |
| 18 | H25.3.29 | 昭和23年6月30日以前に給付事由が発生した退職年金等の年額の改定に関する条例等を廃止する条例 | | 昭和23年6月30日以前に給付事由が発生した退職年金等の年額の改定に関して定めた条例等が所期の目的を達成したため、当該条例等を廃止しようとするもの。 | 内容から必要性がないと判断したもの。 | 職員厚生課 |
| 19 | H25.3.29 | 明石市違法駐車等の防止に関する条例を廃止する条例 | | 違法駐車等の防止について定めた条例が所期の目的を達成したため、当該条例を廃止しようとするもの。 | 内容から必要性がないと判断したもの。 | 交通安全課 |
| 20 | H25.3.29 | 明石市情報公開条例等の一部を改正する条例 | | 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、関係条例の規定の整備を図ろうとするもの。 | 条例第6条第3項第5号に該当するもの。 | 広報課 |
| 21 | H25.3.29 | 明石市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 | | 職員の子育て支援の充実等を目的とし、育児時間制度について、兵庫県職員の取扱いに準じた改善を図るとともに、国家公務員の取扱いに準じ、ドナー休暇制度の取得事由を拡大しようとするもの。 | 内容から必要性がないと判断したもの。 | 人事課 |
| 22 | H25.3.29 | 証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | | 地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備を図ろうとするもの。 | 内容から必要性がないと判断したもの。 | 人事課 |

制定・改廃に当たり市民参画手続を実施しなかった政策等

< 条例 >

| 番号 | 公布年月日 | 件 | 名 | 要 旨 | 実施しなかった理由 | 担当課 |
|----|----------|---|---|--|---------------------|----------|
| 23 | H25.3.29 | 明石市職員の給与に関する条例及び明石市一般職の任期付職員採用並びに勤務時間及び給与に関する条例の一部を改正する条例 | 明石市職員の給与に関する条例及び明石市一般職の任期付職員採用並びに勤務時間及び給与に関する条例の一部を改正する条例 | 勤務1時間当たりの給与額を算出するに当たり、労働基準法に基づき算出方法に改めるほか、技能労務職場へ任期付短時間勤務職員制度を導入するに当たり、適用する給料表について所要の整備を図るようとするもの。 | 内容から必要性がないと判断したものの。 | 人事課 |
| 24 | H25.3.29 | 明石市建設関係手数料徴収条例の一部を改正する条例 | 明石市建設関係手数料徴収条例の一部を改正する条例 | 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行により、民間等の低炭素建築物の新築等計画につき市が認定することになったことに伴い、当該認定に係る手数料を新設するほか、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づき建築物の確認申請の手数料を新設しようとするもの。 | 条例第6条第3項第1号に該当するもの。 | 建築安全課 |
| 25 | H25.3.29 | 明石市財産区立会館条例の一部を改正する条例 | 明石市財産区立会館条例の一部を改正する条例 | 船上南会館を地元自治会に譲渡し、一層地域に密着した施設とするため、財産区立会館としての当該会館を廃止しようとするもの。 | 内容から必要性がないと判断したものの。 | 管財課 |
| 26 | H25.3.29 | 明石市立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 | 明石市立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 | 兵庫県行財政構造改革に伴う給料の減額措置の緩和に準じ、市立高等学校教員の給料の減額措置を緩和しようとするもの。 | 内容から必要性がないと判断したものの。 | 教育総務課 |
| 27 | H25.3.29 | 明石市立学校条例の一部を改正する条例 | 明石市立学校条例の一部を改正する条例 | 住居表示整備事業の実施によるの設定に伴い、規定の整備を図るようとするもの。 | 内容から必要性がないと判断したものの。 | 学校教育課 |
| 28 | H25.3.29 | 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 | 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 | 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の施行に伴い、関係条例について規定の整備を図るようとするもの。 | 内容から必要性がないと判断したものの。 | 障害福祉課 |
| 29 | H25.3.29 | 明石市立保育所条例の一部を改正する条例 | 明石市立保育所条例の一部を改正する条例 | 新たに市立保育所の分園を開設することに伴い、当該保育所の位置及び名称を規定しようとするもの。 | 内容から必要性がないと判断したものの。 | こども育成室 |
| 30 | H25.3.29 | 明石市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 | 明石市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 | こどもにかかかかる医療費を全額助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、こどもの健やかな成長に寄与しようとするもの。 | 条例第6条第3項第2号に該当するもの。 | 児童福祉課 |
| 31 | H25.3.29 | 明石市立文化博物館条例の一部を改正する条例 | 明石市立文化博物館条例の一部を改正する条例 | こども施策の充実を図るため、中学生及び小学生の観覧料を無料にしようとするもの。 | 内容から必要性がないと判断したものの。 | 文化振興課 |
| 32 | H25.3.29 | 明石市立コミュニティ・センター条例の一部を改正する条例 | 明石市立コミュニティ・センター条例の一部を改正する条例 | 住居表示整備事業の実施による町の設定に伴い、規定の整備を図るようとするもの。 | 内容から必要性がないと判断したものの。 | 市民協働推進室 |
| 33 | H25.3.29 | 明石市葬祭事業条例の一部を改正する条例 | 明石市葬祭事業条例の一部を改正する条例 | 火葬場使用料及び霊きゅう自動車使用料を改定しようとするもの。 | 条例第6条第3項第1号に該当するもの。 | 斎場管理センター |
| 34 | H25.3.29 | 明石市立天文学館条例の一部を改正する条例 | 明石市立天文学館条例の一部を改正する条例 | こども施策の充実を図るため、高校生、中学生及び小学生の観覧料を無料にしようとするもの。 | 内容から必要性がないと判断したものの。 | 天文学館 |
| 35 | H25.3.29 | 明石市都市公園条例の一部を改正する条例 | 明石市都市公園条例の一部を改正する条例 | こども施策の充実を図るため、市内に居住又は通学する小学生の明石海浜プールの使用料を無料にするほか、所要の整備を図るようとするもの。 | 内容から必要性がないと判断したものの。 | 緑化公園課 |

制定・改廃に当たり市民参画手続を実施しなかった政策等

< 条例 >

| 番号 | 公布年月日 | 件 | 名 | 要 旨 | 実施しなかった理由 | 担当課 |
|----|----------|---|---|---------------------|-----------|-----|
| 36 | H25.3.29 | 明石市防災会議条例の一部を改正する条例 | 災害対策基本法の一部改正に伴い、明石市防災協議会の所掌事務を見直すほか、現在は明石市水防協議会において調査審議している事項について、今後は明石市防災協議会において調査審議することに必要十分な整備を図ろうとするもの。 | 内容から必要性がないと判断したものの。 | 総合安全対策局 | |
| 37 | H25.3.29 | 明石市災害対策本部条例の一部を改正する条例 | 災害対策基本法の一部改正に伴い、規定の整備を図ろうとするもの。 | 内容から必要性がないと判断したものの。 | 総合安全対策局 | |
| 38 | H25.3.29 | 明石市消防職員及び消防団員賞じゅつ金等支給条例及び明石市消防団条例の一部を改正する条例 | 賞じゅつ金に係る規定の見直しその他所要の整備を図ろうとするもの。 | 内容から必要性がないと判断したものの。 | 消防本部総務課 | |
| 39 | H25.3.29 | 明石市公営企業管理者の設置及び給与等に関する条例及び明石市職員退職手当条例の一部を改正する条例 | 公営企業管理者について、一般職の職員からの任用にも対応できるよう、一般職の職員の例による給与及び旅費の規定の整備を図ろうとするもの。 | 内容から必要性がないと判断したものの。 | 人事課 | |
| 40 | H25.3.29 | 明石市職員の特殊勤務手当に関する条例及び明石市立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 | 特殊勤務手当制度において、廃止を含めた抜本的な見直しが考えられる手当について、見直しを行うまでの暫定措置として、支給を5割停止しようとするもの。 | 内容から必要性がないと判断したものの。 | 人事課 | |
| 41 | H25.3.29 | 明石市職員退職手当条例等の一部を改正する条例 | 一般職の退職手当について、国家公務員の取扱いに準じ、支給水準を引き下げるとともに、希望退職制度の拡充を図ろうとするもの。 | 内容から必要性がないと判断したものの。 | 人事課 | |

< 計画 >

| 番号 | 策定年月 | 件 | 名 | 要 旨 | 実施しなかった理由 | 担当課 |
|----|-------|-------------------|-------------------|--|---------------------|----------------|
| 1 | H25.3 | 明石市事業継続計画（BCP）の策定 | 明石市事業継続計画（BCP）の策定 | 大規模災害が発生した場合に、市が市民の生命、身体及び財産を保護するために災害応急対策を行う一方で、市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「明石市事業継続計画（BCP）」を策定する。 | 条例第6条第3項第4号に該当するもの。 | 総合安全対策局 総務課 |